

下記の要件(1)～(3)に当てはまった場合、
移住支援金の対象となります。

令和7年度滋賀県移住支援事業補助金の要件一覧

		(A)就業の場合	(B)テレワークの場合	(C)関係人口の場合	(D)起業の場合
対象の市町		9市町 長浜市、甲賀市、東近江市、 米原市、日野町、愛荘町、 竜王町、豊郷町、多賀町	9市町 長浜市、甲賀市、東近江市、 米原市、日野町、愛荘町、 竜王町、豊郷町、多賀町	9市町 長浜市、甲賀市、東近江市、 米原市、日野町、愛荘町、 竜王町、豊郷町、多賀町	8市町 長浜市、甲賀市、東近江市、 米原市、日野町、愛荘町、 豊郷町、多賀町
(1)移住に関する要件	移住元の要件	下記、いずれかにあてはまること。 ①移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住(＝住民票を登録)していたこと。 または ②移住直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住(＝住民票を登録)し、東京23区内へ通勤していたこと。 ※移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、または、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住(＝住民票を登録)し、東京23区内へ通勤している必要がある。 (ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。) ※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。			
	移住先の要件	◆対象の市町へ移住したこと。 ◆滋賀県において移住支援事業の各メニューの詳細が公表された後に転入したこと。 ◆移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。 ◆転入先の市町村に対して、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。			
	その他事項	◆暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 ◆日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。 ◆その他、滋賀県知事または市町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。			
(2)世帯に関する要件 (世帯向けの金額を申請する場合のみ)		◆申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 ◆申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 ◆申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、滋賀県において移住支援事業の各メニューの詳細が公表された後に転入したこと。 ◆申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。 ◆申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。			
(3)各メニューの個別要件		下記、いずれかにより就業するものであること。 ①移住支援金の対象としてマッチングサイト「WORKしが」に掲載された求人を通じて就業すること。 または ②プロフェッショナル人材事業または先進的人材マッチング事業を利用して就業すること。 ※週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。 ※当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	◆所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ◆移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。 ※内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型 またはその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業から当該移住者に資金提供がされていないこと。	◆移住希望先の地域や地域の人々との関わりを有する者のうち、移住先の市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認めた場合であって、かつ、移住先の市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。	◆1年以内に滋賀県起業支援金または滋賀県ローカルベンチャー創出支援金の交付決定を受けていること。